

令和4年12月19日

財政援助団体等監査結果報告

〔公益財団法人神戸市産業振興財団〕

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和4年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

公益財団法人神戸市産業振興財団（以下「財団」という。）における出納その他の事務（神戸市からの財政援助及び公の施設の指定管理（神戸市産業振興センター）に係る出納その他の事務を含む。）で、主として令和3年度執行の事務

2 監査の期間

令和4年8月26日～令和4年12月19日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

財団は、神戸市における事業者の経営革新、人材育成、産学官連携、創業及び貿易などの促進等により、市内産業の基盤強化と振興を図り、もって神戸経済の発展に寄与することを目的として、平成4年3月に財団法人神戸市産業振興財団として設立され、平成23年4月に公益財団法

人に移行した。

(2) 神戸市との関係

ア 出捐

財団の基本財産は6億3,605万円であり、神戸市は全額を出捐している。

イ 財政援助

令和3年度は、補助金として、中小企業等支援事業に2億4,549万円を交付している。

ウ 公の施設の指定管理

神戸市産業振興センターの指定管理者として財団を指定（指定期間：令和3年度～令和7年度）している。

(ア) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第1表のとおりである。

第 1 表 指 定 管 理 料 の 比 較
(単位 金額：千円 比率：%)

	令和3年度	令和2年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	金 額		
指 定 管 理 料	166,576	165,883	693	0.4
(うち修繕費) ※	(6,520)	(4,994)	(1,526)	(30.6)

※ 修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、指定管理料のうち各年度5,000千円とし、年度終了後精算している。
令和3年度は、修繕費用が修繕費を超えたため、その差額を追加払いた。

(イ) 選定理由

指定管理者選定のための公募を実施したところ、当該1団体の応募があり、指定管理者選定評価委員会において、提出を受けた提案図書等について、団体の概要、運営上の基本方針、施設運営・事業実施、管理運営体制、収支予算を選定基準に基づいて総合的に評価し、選考を行った結果、バランスの取れた事業計画及び提案内容であり、これまでの実績も踏まえ安定した運営が期待できることから、指定管理者として選定されている。

(ウ) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会が毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和3年度の総合評価は5段階評価（AAA、AA、A、B、C）のうちA（提案内容の達成度や過去の運営実績との比較を

踏まえて、概ね良好な管理運営がなされている。)となっており、その所見は「コロナ禍で苦しい中、利用者の意見を取り入れて、工夫や努力をして運営している。年に複数回の利用がある方にもアンケートをその都度実施し、年間を通して分析するなど、さらに運営に活かせるとよい。」となっている。

エ 職員数

令和4年7月1日における職員数は29人であり、そのうち神戸市派遣職員は8人である。

(3) 事業の概要

財団及び事業所の所在地は、神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号である。

事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は第2表のとおりである。

ア 公益目的事業

(ア) 中小企業等支援事業

A 創業・新事業の支援

支援機関と連携し、起業・開業に関するセミナーや課題を解決するための専門相談等、開業に特化した支援を行うとともに、市内で飲食店の開業を目指している方に対しチャレンジの場を提供し、本格的な店舗開業に向けたきめ細かな支援を行った。また、将来の神戸経済を担う起業家の育成・支援を図るため、神戸市産業振興センター内の低廉な事業スペースを提供、経営支援を実施した。

B 販路開拓・拡大の支援

食料品・生活雑貨等の生活文化産業系事業者のさらなる事業展開を支援するため、飲食・物販等のテストマーケティングや販路開拓を行うチャレンジの場を提供するとともに、ふるさと納税返礼品・新商品企画開発力のアップ、販路開拓支援を実施した。

また、「神戸セレクション」では、全国の百貨店等で選定商品の展示販売会を行った。企業マッチングによる新商品開発などの伴走型支援を実施し、新市場における販路開拓や新事業への展開、新商品開発力の強化を図るとともに、航空機産業、水素関連産業への参入支援に取り組んだ。また、デジタル技術を活用した小規模旅館事業者におけるナイトフロント業務の集約化・効率化を促進するため、事業設計の支援やデジタル機器の導入補助などを行った。

C 情報化・情報提供

優れた技術や製品を有する中小企業を「神戸発・優れた技術」として認定し、ウェブサイト等により全国に発信した。また、中小企業等に必要な支援策を広く周知するため、S

NS（Twitter・Instagram）の配信を開始し、関係機関の支援メニュー等も含めたPRを行うとともに、効果的な事業ラインナップの整備と組織的な支援体制を構築するため、中小企業支援データベースの充実を図った。

D 人材育成の支援

中小企業における人材の育成と定着を支援するため、幅広い業種の若手従業員から経営者層を対象とした研修を行った。また、全国的に通用する卓越した技術・技能者を「神戸マイスター」として認定し、社会的認知の向上を図るとともに、後進の指導等、人材の育成を支援した。

E 経営課題の解決支援

中小企業の新製品開発等の経営革新を支援するため、個別企業や団体等に対する専門家派遣を行い、SNSの活用等多様な経営課題の解決を支援した。

F 相談・セミナー・研修等

出張型中小企業成長支援を行うとともに、事業継承の円滑化を図るため、ヒアリングや訪問相談を通じた事業承継のニーズの掘り起こしや、後継者不在企業と起業家外部人材とのマッチングに取り組んだ。また、事業転換等を後押しするため、税理士による個別相談や、経営や金融に関する専門家相談を行った。セミナー、研修を実施するとともに、機械金属加工関係の大手・中小企業の技術者を中心とした産・学・官の技術研究グループ「神戸生産技術研究会」において、生産システムなどの講演会を開催した。

（イ）施設の管理運営

A 神戸市産業振興センターの管理運営

市内産業振興を図る拠点施設の第5期指定管理者（令和3年度～令和7年度）として、施設の利用促進を図るとともに、顧客サービスの向上に努めた。

イ 収益事業等

神戸市産業振興センター内においてレストランと自動販売機を設置し、施設利用者の利便性の向上を図った。

また、神戸市からケミカルシューズ産業の販路開拓支援を受託し、百貨店での催事や展示会への出展支援を行うとともに、ネット販売ではサイトの運営を行った。

第 2 表 業 務 量 の 比 較

項 目		令和3年度	令和2年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率 (%)
中 小 企 業 等 支 援 事 業					
創 業 ・ 新 事 業 の 支 援					
神 戸 開 業 支 援 コ ン シ ェ ル ジ ュ	相 談 件 数	934件	906件	31件	3.4
	創 業 件 数	111件	103件	8件	7.8
	創 業 基 礎 セ ミ ナ ー	263名	189名	74名	39.2
食 の ス タ ー ト ア ッ プ (新 規)	出 店 件 数	5件	—	—	—
イ ン キ ュ ベ ー シ ョ ン 施 設 の 提 供 等	開 業 件 数	1件 (検討中4件)	—	—	—
	新規入居社数 (卒業社数)	2社 (4社)	4社 (4社)	△2社 (—)	△50.0 (—)
	スモールオフィス (16室)	新規入居社数 (卒業社数)	4社 (8社)	3社 (3社)	1社 (5社)
企 業 育 成 室 (6 室)	新規入居社数 (卒業社数)	1社 (1社)	— (1社)	1社 (—)	皆増 (—)
販 路 開 拓 ・ 拡 大 の 支 援					
販 売 チ ャ レ ン ジ パ イ ロ ッ ト シ ョ ッ プ	販 売 社 数	37社	31社	6社	19.4
	延 べ 日 数	363日	98日	265日	270.4
ふ る さ と 納 税 返 礼 品 ・ 新 商 品 開 発 支 援 事 業 (新 規)	補 助 件 数	16件	—	—	—
神 戸 セ レ ク シ ョ ン	百貨店での展示販売会	16回 (計109日間)	15回 (計86日間)	1回 (計23日間)	6.7 (26.7)
販 路 開 拓 コ ー デ ィ ネ ー ト 事 業 (新 規)	新 商 品 開 発 ・ P R 支 援	22社支援	—	—	—
地 域 産 業 デ ジ タ ル 化 支 援 事 業 (新 規)	観 光 ・ 宿 泊 業 向 け D X セ ミ ナ ー 参 加 者	81名	—	—	—
情 報 化 ・ 情 報 提 供					
神 戸 発 ・ 優 れ た 技 術	新 規 認 定	1社	8社	△7社	△ 87.5
	更 新 認 定	1社	2社	△1社	△ 50.0
	認 定 企 業 数	124社 (令和3年度末)	126社 (令和2年度末)	△2社	△ 1.6
中 小 企 業 デ ー タ ベ ース 作 成	企業基本情報件数	2,259件 (令和3年度末)	—	—	—
	B i z S e a r c h K O B E 公 開 企 業 数	414社 (令和3年度末)	—	—	—
人 材 育 成 の 支 援					
人 づ く り 研 修 (対 象 拡 充)	受 講 者 数	102名	154名	△52名	△ 33.8
神 戸 マ イ ス タ ー	交 流 サ ロ ン 開 催	1回	1回	—	—
	ゲ ス ト テ ィ ー チ ャ ー 派 遣	3校 25名	4校 37名	△1校 △8名	△25.0 △33.1
経 営 課 題 の 解 決 支 援					
専 門 家 派 遣 (拡 充)					
個 別 企 業 等 に 対 す る 専 門 家 派 遣	派 遣 企 業 数	57件 (291回)	85件 (377回)	△28件 (△86回)	△32.9 (△22.8)
団 体 に 対 す る 専 門 家 派 遣	派 遣 団 体 数	2件 (11回)	4件 (19回)	△2件 (△8回)	△50.0 (△42.1)
相 談 ・ セ ミ ナ ー ・ 研 修 等					
出 張 型 中 小 企 業 成 長 支 援 事 業	訪 問 企 業 数	147社	200社	△53社	△ 26.5
	訪問後の支援メニュー利用・ 橋 渡 し 件 数	59社 (62件)	61社 (81件)	△2社 (△19社)	△3.3 (△23.5)
1 0 0 年 経 営 支 援 事 業 (拡 充)	訪 問 企 業 数	40社	72社	△32社	△ 44.4
	専 門 家 支 援	5社	24社	△19社	△ 79.2
事 業 再 構 築 補 助 金 サ ポ ー ト 窓 口 (新 規)	事 業 継 承 件 数	4社 (累計)	3社 (累計)	1社 (累計)	33.3
	相 談 件 数	69件	—	—	—
ワ ン ス ト ッ プ 相 談 窓 口	セ ミ ナ ー 参 加	19名	—	—	—
	金 融 ・ 経 営 等 談 話	11,628件	7,741件	3,887件	50.2
セ ミ ナ ー ・ 研 修	専 門 家 相 談	76件	83件	△7件	△ 8.4
	講 座 数	126講座	133講座	△7講座	△ 5.3
ソ フ ト ウ ェ ア 研 修	受 講 者 数	958名	1,035名	△77名	△ 7.4
神 戸 生 産 技 術 研 究 会	定 例 会	10回	7回	3回	42.9
神 戸 市 産 業 振 興 セ ン タ ー					
会 議 室	日 数 利 用 率	73.3%	63.4%	9.9	15.6
	件 数 利 用 率	50.9%	41.7%	9.2	22.1
ホ ー ル	日 数 利 用 率	52.6%	53.8%	△ 1.2	△ 2.2
	件 数 利 用 率	39.9%	43.9%	△ 4.0	△ 9.1
レ セ プ シ ョ ン ル ー ム	日 数 利 用 率	38.5%	88.6%	△ 50.1	△ 56.5
	件 数 利 用 率	27.4%	88.6%	△ 61.2	△ 69.1

(4) 経営状況と財政状態

財団の会計は、公益法人会計基準を適用しており、消費税処理は税込処理である。

ア 経営状況

経営状況は、第3表のとおりである。

令和3年度の経常収益は5億3,632万円に対し、経常費用は5億3,300万円で、当期経常増減額は332万円であった。経常収益は前年度に比べ946万円（1.8%）増加し、また経常費用も前年度に比べ662万円（1.3%）増加している。

経常収益の増加が経常費用の増加を若干上回っていることから、当期経常増減額は前年度に比べ283万円（581.9%）増加し、令和3年度の当期一般正味財産増減額は319万円であった。

第 3 表 比 較 正 味 財 産 増 減 計 算 書

(単位 金額：千円 比率：%)

科 目	令和3年度		令和2年度		対前年度 増	対前年度 減	対前年度 増減率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率			
I 一般正味財産増減の部							
【 経常増減の部 】							
(1) 経常収益(a)	536,327	100.0	526,865	100.0	9,462		1.8
① 基本財産運用益	8,128	1.5	7,137	1.4	992		13.9
② 特定資産運用益	9	0.0	9	0.0	0		0.0
③ 事業収益	239,600	44.7	225,081	42.7	14,519		6.5
(うち神戸市からの収入)	(208,646)	(38.9)	(193,697)	(36.8)	(14,949)		(7.7)
④ 受取補助金	258,437	48.2	276,242	52.4	△ 17,805		△ 6.4
(うち神戸市からの補助金)	(245,496)	(45.8)	(276,242)	(52.4)	(△ 30,746)		(△ 11.1)
⑤ 受取負担金	19,331	3.6	6,852	1.3	12,479		182.1
(うち神戸市からの負担金)	(10,000)	(1.9)	(—)	(—)	(10,000)		(皆増)
⑥ 受取寄附金	2	0.0	1	0.0	1		100.0
⑦ 雑収益	796	0.1	1	0.0	796		ほぼ皆増
⑧ 賞与引当金戻入額	10,021	1.9	11,540	2.2	△ 1,519		△ 13.2
(2) 経常費用(b)	533,005	100.0	526,378	100.0	6,628		1.3
① 事業費	484,289	90.9	481,926	91.6	2,363		0.5
② 管理費	48,715	9.1	44,451	8.4	4,264		9.6
評価損益等調整前当期経常増減額(A=a-b)	3,321	—	487	—	2,834		581.9
評価損益等計(B)	—	—	—	—	—		—
特定資産評価損益等	—	—	—	—	—		—
当期経常増減額(C=A+B)	3,321	—	487	—	2,834		581.9
【 経常外増減の部 】							
(1) 経常外収益(c)	—	—	—	—	—		—
(2) 経常外費用(d)	—	—	—	—	—		—
当期経常外増減額(D=c-d)	—	—	—	—	—		—
税引前当期一般正味財産増減額(E=C+D)	3,321	—	487	—	2,834		581.9
法人税、住民税及び事業税(F)	122	—	122	—	—		—
当期一般正味財産増減額(G=E-F)	3,199	—	365	—	2,834		776.4
一般正味財産期首残高(H)	125,751	—	125,386	—	365		0.3
一般正味財産期末残高(I=G+H)	128,951	—	125,751	—	3,199		2.5
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額(J)	△ 2	—	△ 1	—	△ 1		△ 100.0
① 基本財産運用益	8,128	—	7,137	—	992		13.9
② 一般正味財産への振替額	△ 8,130	—	△ 7,138	—	△ 992		△ 13.9
指定正味財産期首残高(K)	636,065	—	636,067	—	△ 2		△ 0.0
指定正味財産期末残高(L=J+K)	636,063	—	636,065	—	△ 2		△ 0.0
III 正味財産期末残高(M=I+L)	765,014	—	761,817	—	3,197		0.4

イ 財政状態

財政状態及びその推移は、第4表のとおりである。

令和3年度末の資産は9億1,204万円で、現金預金の減等により前年度末に比べ825万円(0.9%)減少している。負債は1億4,703万円で、未払金の減等により前年度末に比べ1,144万円(7.2%)減少している。正味財産は7億6,501万円で、前年度末に比べ319万円(0.4%)増加している。

資産では、固定資産である基本財産が全体の69.7%を占めている。次いで流動資産である現金預金が19.9%となっている。

負債については流動負債である未払金が全体の8.3%となっているが、これは神戸市からの補助金事業及び受託事業の精算に伴う返還金等である。

第4表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円 比率：%)

科 目	令和3年度		令和2年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
資 産	912,045	100.0	920,297	100.0	△ 8,251	△ 0.9
I 流 動 資 産	209,413	23.0	231,985	25.2	△ 22,572	△ 9.7
(1) 現 金 預 金	181,300	19.9	226,309	24.6	△ 45,010	△ 19.9
(2) 未 収 入 金	—	—	170	0.0	△ 170	皆減
(3) 未 収 金	27,349	3.0	4,449	0.5	22,900	514.7
(4) 前 払 費 用	763	0.1	1,055	0.1	△ 292	△ 27.7
II 固 定 資 産	702,632	77.0	688,312	74.8	14,321	2.1
(1) 基 本 財 産	636,054	69.7	636,054	69.1	0	0.0
① 投 資 有 価 証 券	628,969	69.0	628,168	68.3	801	0.1
② 預 金	7,084	0.8	7,886	0.9	△ 801	△ 10.2
(2) 特 定 資 産	59,686	6.5	51,820	5.6	7,866	15.2
① 什 器 備 品	8	0.0	11	0.0	△ 2	△ 18.2
② 退 職 給 付 引 当 資 産	49,160	5.4	45,292	4.9	3,868	8.5
③ 普 通 預 金	6,517	0.7	6,517	0.7	0	0.0
④ 神戸セクション見直し費用準備資金	4,000	0.4	—	—	4,000	皆増
(3) そ の 他 固 定 資 産	6,891	0.8	437	0.0	6,455	ほぼ皆増
① 什 器 備 品	6,203	0.7	437	0.0	5,766	ほぼ皆増
② 長 期 貸 付 金	688	0.1	—	—	689	皆増
負 債 及 び 正 味 財 産	912,045	100.0	920,297	100.0	△ 8,251	△ 0.9
負 債	147,031	16.1	158,479	17.2	△ 11,448	△ 7.2
I 流 動 負 債	97,871	10.7	113,187	12.3	△ 15,316	△ 13.5
(1) 未 払 金	75,895	8.3	87,777	9.5	△ 11,882	△ 13.5
(2) 前 受 金	905	0.1	4,096	0.4	△ 3,191	△ 77.9
(3) 預 り 金	12,420	1.4	11,292	1.2	1,128	10.0
(4) 賞 与 引 当 金	8,649	0.9	10,021	1.1	△ 1,372	△ 13.7
II 固 定 負 債	49,160	5.4	45,292	4.9	3,868	8.5
(1) 退 職 給 付 引 当 金	49,160	5.4	45,292	4.9	3,868	8.5
正 味 財 産	765,014	83.9	761,817	82.8	3,197	0.4
I 指 定 正 味 財 産	636,063	69.7	636,065	69.1	△ 2	△ 0.0
(1) 寄 附 金	636,054	69.7	636,054	69.1	0	0.0
(2) 受 贈 什 器 備 品	8	0.0	11	0.0	△ 2	△ 18.2
(うち基本財産への充当額)	(636,054)	(69.7)	(636,054)	(69.1)	(0)	(0.0)
(うち特定資産への充当額)	(8)	(0.0)	(11)	(0.0)	(△2)	(△18.2)
II 一 般 正 味 財 産	128,951	14.1	125,751	13.7	3,199	2.5
(うち特定資産への充当額)	(10,517)	(1.2)	(6,517)	(0.7)	(4,000)	(61.4)

(5) 業務の適正を確保するための取組状況

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 90 条第 5 項に基づく業務の適正を確保するための体制の整備について理事会で決定する必要はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第 5 表のとおりである。

第 5 表 業務の適正を確保するための取組状況

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・業務運営の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する規程及び施行細則	平成19年4月施行 平成23年4月最終改正
	・監事による監査	年 1 回実施
	・内部監査（自主監査）の実施	自主監査年 1 回実施
	・顧問弁護士への相談	顧問契約を結び法律相談を行っている。令和 3 年度はweb会議を含め約10回の打ち合わせ（相談）及びメールでのリーガルチェック等を随時実施。
	・内部通報に関する規程	令和3年6月施行
	・コンプライアンスに関する啓発・研修	令和2年12月に実施 令和4年度中に実施予定
	・会計事務に関する啓発・研修	令和3年10月に研修実施
情報の保存及び管理	・文書取扱規程	平成4年4月施行 平成30年4月最終改正
	・個人情報保護規程	平成10年4月施行 平成23年4月最終改正
	・情報セキュリティポリシー	平成21年12月施行 令和3年5月最終改正
	・情報セキュリティ研修	令和3年6月に実施済
損失の危険の管理	・消防計画の策定及び消防署への提出	毎年度提出
	・消防訓練、避難訓練の実施	令和3年10月、令和4年1月に実施済
	・消防設備等点検の実施	令和3年12月大阪で発生したビル放火事件を受け点検実施
	・情報セキュリティポリシー	平成21年12月施行 令和3年5月最終改正
	・情報セキュリティ研修	令和3年6月に実施済
効 率 性	・予算の策定及び執行管理	予算については、理事会に議案として供し、承認を得ている。予算執行管理は12月。
	・組織規程	平成4年4月施行 令和4年4月最終改正
	・会計規程	平成4年4月施行 平成30年4月最終改正
	・専務理事以下専決規程	平成4年4月施行 令和4年7月最終改正

5 監査の結果

神戸市では、外郭団体が市政を補完し、市民への還元や市の施策を実現するために必要な方向性や目標となるミッションを各外郭団体に提示し、各団体がミッションを達成するためのロードマップとなる経営改革プランを策定し、取り組んでいくこととしている。

財団に対して提示されたミッションは、中長期的なミッション（神戸市行財政改革方針 2025 期間中のミッション）が「市内中小企業の経営課題を適時・的確に把握し、最適な支援メニューを提供できる組織体制と事業体系の整備・実行」「市内中小企業の販路開拓・拡大への徹底した貢献」「意欲ある有望企業への徹底した個社支援による成長促進」「イノベーション創出・新分野への進出支援」「最前線組織としての現場力の構築・発揮」で、短期的なミッション（令和 4 年度のミッション）が「中小企業支援組織としての組織力の向上」「広報・広聴の充実」「販路開拓・拡大への取り組み」である。

これらのミッションを達成するため、「企業訪問を通じた経営課題の把握」をはじめ、「市内中小企業の販路開拓・拡大支援事業への注力」「D Xの進展、カーボンニュートラル等の事業環境の変化を踏まえたイノベーション創出・新分野進出支援」「徹底した個社支援の展開」等の経営改革プランが設定されている。令和 4 年度においてはそれぞれ「ホームページのリニューアル、企業訪問等による財団総合パンフレットの配布、企業情報の収集及びデータベースへの蓄積」「飲食・物販等のテストマーケティングや販路開拓チャレンジの場の提供、財団職員と民間専門人材による販路拡大に向けた伴走型支援」「航空機産業や水素関連産業への地元中小製造業の参入促進」「民間人材等の積極的な登用、職員への資格取得奨励、職員の企業支援の現場対応力向上の研修」等に取り組まれている。

今後も、D Xの進展やエネルギー・環境分野での事業環境の変化を踏まえ、神戸市と相互連携を図りながら、最適な支援メニューを提供する最前線の組織として体制・機能の充実を進め、経営改革プランの着実な実行に取り組まれない。

監査の結果、財団の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

事業面では、市内中小企業の経営革新や販路の開拓・拡大、創業及び人材育成支援の事業を実施するなど、設立の目的に沿って運営がなされているものと認められた。

補助事業については、各種中小企業支援事業を実施するなど、補助金の交付目的をおおむね達成しているものと認められた。

また、神戸市産業振興センターにおける指定管理については、条例、神戸市産業振興センター指定管理者協定書（以下「協定書」という。）等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められた。

しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められない。

(1) 指 摘 事 項

ア 特定資産等について会計規程を見直すべきもの

固定資産については、財団の会計規程で次のように定められている。

公益財団法人 神戸市産業振興財団 会計規程
(固定資産)

第 36 条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。ただし、耐用年数が 1 年未満又は取得価格が 10 万円未満の減価償却資産は、取得時に費用として処理する。

(1) 基本財産 (略)

(2) 特定資産 退職給付引当資産、減価償却資産（基本財産以外の有形固定資産の減価償却に対応するもの）

(3) その他固定資産 建物、構築物、車両運搬具、什器備品、土地、借地権、電話加入権、敷金、保証金、投資有価証券

しかし、令和 3 年度貸借対照表において、固定資産のうち特定資産として、会計規程に規定のない什器備品、普通預金、神戸セレクション見直し費用準備資金が、その他固定資産として長期貸付金が計上されており、会計規程と貸借対照表の間に齟齬が生じている。

また、平成 27 年度の監査においても、同じく特定資産で会計規程に規定のない什器備品、ファンド出資金資産、普通預金が貸借対照表に記載されているという指摘をしているが、規程改正の決裁を完了していたものの規程本文に当該改正が反映できておらず、未反映のままの規程を使い続けていた。あわせて会計規程の改正を行うべきである。

イ 附属設備の管理運営について条例施行規則を見直すべきもの

指定管理者が徴収する使用料については、神戸市産業振興センター条例別表にてホール、レセプションルーム、特別会議室、各会議室の施設使用料が、同施行規則別表にてグランドピアノ、特殊照明装置、特殊音響装置、大型映像装置、同時通訳装置、16 ミリ映写機、スライドプロジェクターといった附属設備使用料が規定されている。また指定管理者は、協定書第 3 条にて施設の利用、使用料の徴収、施設及び設備の維持管理等の業務を行うことが規定されている。

しかし、グランドピアノを除く附属設備については、協定書の機器一覧表に記載はあるものの、実地監査の時点で現物を確認できなかった。

これら附属設備の使用については利用者からの需要がないことから、平成 24 年度頃からパンフレット等に掲載しておらず、当該設備は令和 4 年 3 月に廃棄処分されていた。

神戸市所管局は、速やかに条例施行規則を改正し、あわせて協定書を修正するべきである。

ウ 適正に変更契約を締結するべきもの

契約内容に変更が生じたにもかかわらず、変更契約を締結していない次のような事例があった。

音響機器更新工事のためホールが休館する 1 月、2 月を除く 10 か月間のホールの照明操作、舞台の設営、及び音響調整等のホール管理業務において、契約書の契約金額は「5,357,000 円（消費税等含む）、月額 535,700 円（消費税等含む）」となっているところ、契約金額を超える

6,116,240 円を支払っていた。契約金額を超えて支払われた 759,240 円の内訳は、①業務日数 230 日を超えた超過勤務分の委託料 252,383 円と、②ホール休館中の 1 月、2 月分の委託料 506,857 円である。契約書には、①については業務員の常駐日数は 1 か月 19 日とし、1 か月の常駐日数が規定日数を超えた場合、臨時人件費を請求することができるとされていたが、②についての記載はなかった。すなわち、契約額を超える支払いが生じ、さらには契約内容に含まれない支払いが生じたにも関わらず、変更契約が締結されていなかった。

契約変更の手続きについては、財団の委託契約約款第 27 条で、契約金額その他の契約内容が不適当となったときは、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容を変更することができるとされている。契約内容に変更が生じ、当初の契約金額を増額する場合は、契約約款の規定に基づき、適正に変更契約を締結するべきである。

エ 適正に契約締結するべきもの

産業廃棄物処理（契約金額:172,852 円（税抜））を、1 者のみの見積書により、書面による契約の締結によらず発注している事例があった。

財団の会計規程第 46 条で、契約金額が 10 万円を超えるものについては、原則として 3 者以上で見積合わせにより、最も有利な価格を提示したものと締結すると規定しているが、見積合わせが行われていなかった。また、産業廃棄物の収集運搬、処分を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 項において、排出事業者は法に規定された記載事項を盛り込んだ委託契約書を締結しなければならないとされているが、契約に当たって契約書の締結をしていなかった。さらに、同法施行規則第 8 条の 4 において契約書に添付しなければならないとされる処理業者の許可証の写しを徴取しておらず、処理業者の事業の範囲及び許可期限を確認していなかった。

契約に当たっては、財団の会計規程に従い、3 者以上から見積書を徴取するとともに、法令に従い、書面による契約締結をはじめとした適正な手続きを行うべきである。

(2) 意 見

ア 使用料の減免に関する帳簿への明確な記載について

指定管理者が行う会議室等の使用料減免については、協定書別紙「神戸市産業振興センターの使用許可等に関する基準」により規定されている。この基準の中で、減免理由として、(ア)神戸市経済観光局が中小企業の振興に寄与することを目的として使用する場合、また、(イ)「指定管理者が特に必要があると認めるとき」として、①財団自らが使用する場合、及び財団共催の場合の減免、②ホール利用直前割引、③託児利用の場合の減免が規定されている。

基準では、「使用料の減免について明らかにした帳簿を常に備え付けて、減免事実等を記載しなければならない。」としているが、システムで管理している帳簿を確認すると、毎月の業務報告の中で「使用料減額一覧表」として神戸市所管局に提出されていた。しかし、この一覧表に

は、神戸市経済観光局及び財団自らが使用した場合の減免の記載がなく、また、その他の使用料減免において減免後の使用料は記載されているものの、本来の使用料、減免額、減免理由の記載がなかった。いずれも減免事実等を明確に記載しているとは言い難い状態であり、その結果、神戸市所管局は使用料減免の状況を把握していなかった。

財団は、協定書に基づき、「使用料減額一覧表」に、全ての使用料減免について、本来の使用料、減免額、減免理由を記載されたい。

また、神戸市所管局は、この一覧表の内容を見直し、使用料減免の状況を把握するとともに、指定管理業務の報告内容を十分に確認し、不足する事項について適切に指導されたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「－」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。